

平成30年度 指定管理者モニタリング結果・総合評価表

1. 指定管理者概要

施設名	桜江高齢者生活福祉センター
所在地	江津市桜江町小田138番地1
施設概要	・設置目的 市内に居住する高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、利用者及び家族介護者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図る。 ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建 ・基本方針 ①協定書、関係法令等を遵守し、設置目的に沿った管理運営 ②高齢者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能維持向上 ③人権の尊重、地域との共生、説明責任の徹底 ④利用者本位の高品質な介護サービスの提供
指定管理者	名称 社会福祉法人 桜江福祉会
	代表者 理事長 千代延 俊介
	所在地 江津市桜江町長谷2723番地2
指定管理期間	平成30年4月1日 ～ 令和3年3月31日
指定管理者の業務	①デイサービス部門に関する業務 ②居住部門に関する業務 ③生活管理指導短期宿泊部門に関する業務 ④交流部門に関する業務 ⑤施設及び設備の維持管理に関する業務
市所管課（問合せ先）	健康医療対策課 高齢者福祉係
	TEL 0855-52-7480
	E-mail kenkoirvotaisaku@city.gotsu.lg.jp

2. 指定管理者による自己評価（総評）

評価	・指定管理については、高齢者生活福祉センター管理に関する基本協定書及び関係法令を遵守し、適切に実施した。 ・通所介護、訪問介護、介護予防通所介護（従来型・緩和型）介護予防訪問介護（従来型・緩和型）、居宅介護支援事業については、県の指定基準に基づき、事業運営の向上に努めた。 ・介護予防・日常生活総合事業に積極的に取り組み、地域住民の生活支援と介護予防推進に努めた。 ・江津市の委託事業である配食サービス事業、在宅介護支援センター運營業務事業、高齢者等生活支援体制整備事業については、浜田広域行政組合の基準に基づき実施した。 ・平成30年7月の西日本豪雨で被災された方々を柔軟に受け入れ対応した。 ・居住利用者の処遇については、利用者一人ひとりの状態に応じて各種相談、助言及び緊急時の対応等を家族との連絡を密に行なった。 ・感染症対策については、感染症等予防マニュアル及び取り扱い要領に基づき、平素から対策を実施し 適切に努めた。 ・配食サービスについては、栄養バランスのとれた食事の提供を行い必要に応じて特別食の提供を行う。
今後の目標等	・利用者一人ひとりの尊厳を保持し、自立した日常生活が維持出来るよう支援する。 ・施設の環境整備に努め地域住民との交流を大切にする。 ・入居利用者の高齢・虚弱化に伴い、火災・地震等災害時に備えた訓練等を継続実施、非常時の対応に努める。 ・居住利用者が安心して生活できるよう、日常生活支援体制を構築する。 ・地域福祉の拠点として、地域包括ケアシステムの構築に向けて努める。 ・職場研修を充実し、福祉・介護サービスの質の向上に努める。

総合モニタリング
(様式1)

3. 市(施設所管課)の評価(総評)

評 価	・指定管理にて委託管理している事項については、協定書・関係諸法令に基づき適正に実施されていた。 ・通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業等について、法に基づく適正な運営はもとより、桜江地域の拠点として利用者ニーズに応える努力をされていた。 ・その他江津市委託事業については、在宅生活を支える役割を果たしていた。 ・居住部門利用者に対しては入所者一人ひとりの希望に応えられるように対応されていた。 ・感染症対策については、平素から予防策に努めていた。 ・桜江地域の福祉サービス拠点としての自覚を持たれ、職員の能力向上のため積極的な人材育成に努められていた。
今後の目標等	・多様化される地域のニーズに対応するための人材確保と育成の継続。 ・地域共生社会実現を図る為、地域包括ケアシステムの核になり、桜江地域で生涯を全うできるよう在宅サービスの基盤整備を図り、地域から信頼される施設づくり。 ・居住部門入居者の処遇について積極的に関与していき、安心した余生を過ごせるよう支援する。また、夜間や緊急時の対応が円滑にできるよう職員体制を構築。 ・ふれあいホールの地域住民による積極的活用の促進と、入居者の地域住民及び出身地域との交流の継続促進。

評価は◎非常に良い ○良い △やや悪い ×悪いの4段階

■管理運営状況に関する個別評価結果

1 管理状況			
指標	評価	評価に対する説明内容	改善指導の有無
開館時間、休館日の運用	◎	設置及び管理条例の利用時間や休館日を遵守した。 ・日曜の休館は、交流部門のみであり、デイサービス利用者への利便性を図っている。	
法令の遵守	○	関係法令を遵守している。	
適正な人員配置	○	事業計画書に沿った人員配置を行っている。 ・有資格者を適切に配置している。	
従事者の労働環境確保	○	労働関係法令を遵守している。	
従事者の教育・研修	○	職員の教育や研修を行っている。	
緊急事態の対応	○	緊急時においては適切に対応している。	
文書管理・保存	○	作成、受領した文書等の管理が適切に行われている。	
報告書の提出	○	毎月の実績報告も提出されている。	
利用料金の取り扱い	◎	利用料は、設置及び管理条例で定めている。	
口座管理、経理管理	○	桜江福祉会の他の業務との区分が明確化されている。	
管理物件に対する損害賠償、第三者への賠償	○	事例なし	
付保する保険	○	協定書で指定する損害保険に加入している。	
重要事項の変更の届出	○	事例なし	
施設の使用許可及び条件	○	使用許可(入所決定)については、市において行っている。	
施設・設備の保守管理	○	施設、設備の点検や修繕等の保守管理を適切に行った。	
備品の管理	○	備品の点検や修繕等の管理を適切に行った。	
清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	○	特に不備はない。	

評価は◎非常に良い ○良い △やや悪い ×悪いの4段階

2 運営状況			
指標	評価	評価に対する説明内容	改善指導の有無
A設備利用状況	○	デイサービス部門 ・介護保険法に基づいた通所介護を提供している。(定員25名)	
B設備利用状況	○	居住部門(15室17人が利用可能) ・年度末入居者 13人	
C設備利用状況	△	交流部門 ・家族介護者教室や地域住民と利用者との交流行事が不足している。	
D設備利用状況			
E設備利用状況			
その他利用状況			

3 収支状況			
指標	評価	評価に対する説明内容	改善指導の有無
指定管理業務の支出状況	○	委託料については毎年度清算としているが、過不足なく決算がされている。 ・人件費 15,767千円 ・事業費 5,860千円 ・事務費 1,990千円	
自主事業の収支状況	△	介護保険事業(特養、ショート、デイ、ヘルプ、居宅)については、事業によっては収支が悪化しているものもある。法人独自に改善計画を立案し取り組みを行っているが、職員の危機感が薄いように見受けられる。法人一丸となって収支改善計画を実行し、桜江地域の福祉の拠点として安定的・継続的経営ができるよう努力する必要がある(法人監査でも同様の内容を指摘済み)。	

総合モニタリング
(様式2)

評価は◎非常に良い ○良い △やや悪い ×悪いの4段階

4 情報管理状況			
指標	評価	評価に対する説明内容	改善指導の有無
利用者満足度	○	概ね良好である。	
苦情・要望	○	件数は多くはないが、適切に対応している。	
個人情報の保護	○	概ね守られている。	
情報公開	○	必要な定められた情報公開はなされている。	
秘密保持義務	○	概ね守られている。	
環境への配慮	△	施設周辺の清掃、草刈等を積極的に行う必要がある。	

総合モニタリング
(様式3)

■モニタリングの実施状況

1 セルフモニタリング		
	利用者満足度調査 等	実施状況(実施した内容を記載)
		苦情相談窓口を設け、利用者の苦情を受け付けている。 生活支援ハウス入居者については、配置された生活相談員が随時苦情や要望、満足度を伺っており、利用者の意向にできるだけ沿うようにしている。

2 定期報告モニタリング		
	定期報告状況	実施状況(実施した内容を記載)
		契約により毎月の実績報告を課しているが、遅滞なく提出されている。

3 随時モニタリング			
	実地調査状況 (所管課が実施するモニタリング)	実施回数	実施内容
		1 月	年度実績評価
		随時	
		実施結果	
		管理状況及び事業実施状況の結果は概ね良好であった。	